⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 31 August 2011.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 1 November 2011 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 1 November 2011).

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　警視庁第七機動隊⑾機械設備工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　東京都府中市朝日町３―16―８

⑷　工事内容

敷地面積：16,753㎡

［庁舎・宿舎棟］

構　　造：鉄骨鉄筋コンクリート造地上６階（塔屋１階）建て

建築面積：約3,300㎡

延床面積：約13,200㎡

用　　途：庁舎及び宿舎

［潜水訓練棟］

構　　造：鉄筋コンクリート造平屋建て

建築面積：約900㎡

延床面積：約500㎡

用　　途：訓練棟

［門衛所⑴］

構　　造：鉄筋コンクリート造平屋建て

建築面積：約３㎡

延床面積：約３㎡

用　　途：門衛所

［門衛所⑵］

構　　造：鉄筋コンクリート造平屋建て

建築面積：約３㎡

延床面積：約３㎡

用　　途：門衛所

工事種目：空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、厨房設備、ガス設備、雨水利用設備、さく井設備、水処理設備、給油設備

⑸　工期　契約締結の翌日から平成25年９月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材　直だき吸収冷温水機　約２台、ユニット形空気調和機　約１台、コンパクト形空気調和機　約８台、ファンコイルユニット　約60台、ポンプ類　約30台、マルチパッケージ形空気調和機　約５組、空冷式パッケージ形空気調和機　約10台、ルームエアコン　約260台、送風機類　約210台、全熱交換機類　約40台、温水発生機　約４台、給湯器　約160台、自動制御設備　一式

⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「中央空調方式系統の空調システムをより効率よく運転するために配慮した施工に関する提案」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻～⑭　第１号１⑻～⑭に同じ。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす暖冷房衛生設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

㋐

１．建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）又はｄ）のいずれかに該当する施設

ａ）同種施設　事務所・庁舎

ｂ）類似施設　事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が当該申請施設の延床面積の過半を占める施設

ｃ）複合用途施設　「ａ）同種施設」と認められる部分が、「２．延床面積」の１／２以上ある施設

２．延床面積　10,000㎡以上

３．階数　３階以上

４．工事種目　下記ａ）及びｂ）の施工実績を有すること。ただし同一工事での施工実績でなくてもよい。

ａ）空気調和設備

ｂ）排水設備

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は下記㋑の施工実績を有すること。

㋑

１．建物用途　上記㋐１．に同じ。

２．延床面積　3,000㎡以上

３．工事種目　空気調和設備

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸㋑の要件を満たす暖冷房衛生設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した経験を有するものであること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。